

## あっせんの申立て事案の概要とその結果（平成 29 年度第 3 四半期）

## その他

一般社団法人全国銀行協会

事案番号	28 年度(あ)第 185 号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた外国債券の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ B銀行で購入した外国債券の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。</li> <li>・ 当社は、B銀行担当者から安全な商品であるとの説明を受け、本件商品を購入するに至った。</li> <li>・ 当社は、本件商品購入以前に、外国債券の購入経験があったが、損失を被ったことはなく、本件商品の元本割れリスク等について認識していなかった。</li> <li>・ 当社は、B銀行担当者から、本件商品の内容や元本割れリスク等について十分な説明を受けていない。</li> </ul>
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当行担当者は、A社から資産運用の相談を受け、本件商品を含む複数の商品を提案したところ、A社が本件商品の購入を希望したため、販売するに至った。</li> <li>・ 当行担当者は、A社からの聴取及び所定の書面により、A社の投資経験、保有金融資産及び投資意向等を確認しており、本件商品の販売に問題はないものと判断した。</li> <li>・ 当行担当者は、A社に対し、所定の資料を用いて本件商品の内容及び元本割れリスク等について十分な説明を行っており、説明内容に問題はなかったものと判断している。</li> </ul>
あっせん手続の結果	<p><b>【申立受理→和解契約書の締結】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 29 年 9 月 20 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・ あっせん委員会は、B銀行に対して、本件商品の元本割れリスク等について、損失を経験したことがないA社が十分に理解できるだけの説明が尽くされていたか疑問が残ることを指摘した。</li> <li>・ その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損失の一部を負担するというあっせん案を提示した。</li> <li>・ その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。</li> <li>・ 平成 29 年 12 月 21 日付けで和解契約書を締結した。</li> </ul>

(注)紛争事案の概要は、銀行のお客さまにあっせん委員会の活動や役割をご理解いただくこと、また加入銀行において同種の紛争事案の再発防止や未然防止に役立てることを目的として掲載しています。

掲載に当たっては、当事者のプライバシー等に配慮したうえで、できる限り一般的・原則的な用語や表現に置き換えるなどの工夫をしています。

また、「あっせん手続の結果」は、あっせん委員会が個々の事案における取引経過や背景等を考慮したうえで判断したものであり、契約類型として類似した事案であっても、同様の判断となるものではないことにご留意ください。

事案番号	28年度(あ)第188号
申立ての概要	説明不十分で支払った金銭消費貸借契約に係る期限前弁済手数料の返還要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当社がB銀行との間で締結した金銭消費貸借契約について、期限前弁済を行った際に支払った手数料を返還することを求める。</li> <li>・ 当社は、本件契約締結時、B銀行担当者から期限前弁済を行う際に発生する手数料に係る説明を受けていない。</li> <li>・ 当社には金融機関との融資取引を担当する役員Cがいるにもかかわらず、相手方担当者は本件契約の際にCを立ち合わせず、代表取締役Dのみと面談して本件契約を締結した。</li> </ul>
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当行担当者は、本件契約の締結に先立ち、Cさんに対し、期限前弁済を行う際に発生する手数料について十分に説明を行っており、Cさんの了解を得た上でDさんから本件契約の契約書及び期限前弁済に関する特約書に記名押印を受けており、説明内容に問題はなかったものと判断している。</li> </ul>
あっせん手続の結果	<p><b>【申立受理→和解契約書の締結】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成29年8月7日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・ あっせん委員会は、B銀行に対して、本件契約の内容について、A社が理解するまで十分な説明がなされたかどうか疑問が残ること等を指摘した。</li> <li>・ その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の期限前弁済手数料の一部を負担するというあっせん案を提示した。</li> <li>・ その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。</li> <li>・ 平成29年10月12日付けで和解契約書を締結した。</li> </ul>

事案番号	29年度(あ)第1号
申立ての概要	不十分な確認手続きで名義人の許可なく払い戻された預金の返還要求
申立人の属性	個人(40歳台)
申立人(Aさん)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ B銀行に預入していた亡父C名義の預金について、Cの妻Dが、Cが入院中の不当に支払った預金金額についてB銀行に対して返還を求める。</li> <li>・ Dは、父Cが入院中に、Cの代理人として、私に無断でC名義および代理人キャッシュカードの発行をB銀行に依頼し、B銀行はCの意思やDの代理権限の範囲をよく確認せずに当該キャッシュカードを発行した。</li> <li>・ その結果、Dは、当該キャッシュカードを使用して、Cの口座から預金を払い戻しに至っている。</li> </ul>
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当行担当者は、本件預金の払戻しやキャッシュカード及び代理人カードの発行については、入院中のCさんと面談し、Dさんに預金の管理を委任する意向を確認しており、当行の手続に問題はなかったと判断している。</li> </ul>

あっせん 手続の結果	<p><b>【申立受理→和解契約書の締結】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成 29 年8 月17日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・ あっせん委員会は、B銀行に対して、Dさんとのやりとりの中で、Dさんが有する本件預金における代理権限の範囲について十分に確認していなかったこと等を指摘した。</li> <li>・ その上で、あっせん委員会は、B銀行がAさんに対し、Dさんが行った本件預金の払戻し金額の一部を支払うというあっせん案を提示した。</li> <li>・ その結果、AさんとB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。</li> <li>・ 平成 29 年 12 月7日付けで和解契約書を締結した。</li> </ul>
---------------	---

事案番号	29年度(あ)第2号
申立ての概要	口座維持手数料等に係る規約の改定に関する説明不足により負担した手数料等の返還要求
申立人の属性	個人(50歳台)
申立人(Aさん)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ B銀行で10年以上前に作成した普通預金に係る口座維持手数料の返還及び定期預金に係る利息相当額の支払いを求める。</li> <li>・ 本件普通預金では、毎月一定額の口座維持手数料が発生するが、私は規約で定める一定金額以上を預け入れていたため、当該手数料はかかっていた。</li> <li>・ しかしながら、B銀行は私が海外に長期滞在している間に、規約を改定し、口座維持手数料の免除基準の引き上げをしたことで、私の預入金額が当該基準を下回ることとなり、その結果、口座維持手数料が毎月引き落とされ残高がなくなっていた。他方、本件定期預金については、休眠口座の扱いとされたことから、付利が停止されていた。</li> <li>・ 以前、私が本件各預金の解約に係る問い合わせをした際、口座維持手数料基準の引き上げ等、規約の改定に関する説明は一切なかった。</li> </ul>
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当行は預金取引に関する規約を改定した際、Aさんにその旨を文書で通知したが、Aさんが住所変更手続を行っていなかったことから、文書が返戻されたため通知することができなかった。</li> <li>・ 当該規約の改定については、文書の他、当行のホームページでも広く周知しており、Aさんは当該規約の改定について認識できたはずである。</li> <li>・ Aさんからの本件各預金の解約に係る問い合わせがあった際、Aさんの本件各預金の取扱状況について、十分に説明を行っていなかったことは認める。</li> </ul>
あっせん 手続の結果	<p><b>【申立受理→和解契約書の締結】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成 29 年9 月12日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・ あっせん委員会は、B銀行に対して、Aさんとのやりとりの中で、B銀行の対応</li> </ul>

	<p>に特段の問題があったとまでは言えないものの、Aさんから本件各預金の解約手続に関する問合せがあった際、B銀行担当者から本件各預金の状況を説明する等、よりAさんに配慮した対応を行う余地があったことを指摘した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ その上で、あっせん委員会は、B銀行がAさんに解決金を支払うというあっせん案を提示した。</li> <li>・ その結果、AさんとB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。</li> <li>・ 平成 29 年 11 月 24 日付けで和解契約書を締結した。</li> </ul>
--	--

事案番号	29年度(あ)第6号
申立ての概要	対応不十分により加入できなかった団体信用生命保険に係る損害賠償請求
申立人の属性	個人(40歳台)
申立人(Aさん)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 私は、B銀行担当者に対し、疾病保障付の団体信用生命保険への加入手続を依頼したが、早く手続を進めるよう催促していたにもかかわらず、B銀行担当者は応じず、私の申込みの意思表示から加入手続まで6か月間の長期期間を要した。その結果、私は保障開始時までに病気に罹患してしまい、本件商品の適用が受けられず、また、告知義務違反として本件商品を解除させられた。</li> <li>・ B銀行の手続が滞りなく進捗していれば本件商品を解除されることがなかったことから、B銀行の手続遅延に係る責任として、住宅ローン残高全額の支払、もしくは住宅ローン残高半額の支払及び本件商品加入以前に加入していた団体生命保険の復活を求める。</li> </ul>
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当行担当者は、Aさんから、本件商品への加入及び借換え後の住宅ローンの金利の引き下げ希望を受け、行内で協議のうえ、本件商品の加入手続をするに至った。Aさんからの希望による金利変更の手続もあり、必ずしも手続に長期期間を要したとは判断していない。</li> <li>・ Aさんは、本件商品加入後、生命保険会社からの告知義務違反の決定を受け、本件商品を解除されており、当行として対応することはできない。</li> </ul>
あっせん手続の結果	<p><b>【申立受理→和解契約書の締結】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成 29 年 8 月 24 日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・ あっせん委員会は、B銀行に対して、生命保険会社の告知義務違反の判断について、委員会は関与できないが、本件商品の申込手続にかかる期間等については、事前に予定を知らせておくなど、より丁寧な対応を行うべきであったことを指摘した。</li> <li>・ その上で、あっせん委員会は、B銀行がAさんに解決金を支払うというあっせん案を提示した。</li> <li>・ その結果、AさんとB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。</li> <li>・ 平成 29 年 11 月 7日付けで和解契約書を締結した。</li> </ul>

事案番号	29年度(あ)第18号
申立ての概要	一方的な規定改正により徴求されたアパートローンに係る繰上返済手数料の返還請求
申立人の属性	個人(30歳台)
申立人(Aさん)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ B銀行との間で締結したアパートローンについて、全額繰上返済した際に支払った繰り上げ返済手数料の返還を求める。</li> <li>・ 私は、B銀行にアパートローンを申し込んだ。私は、本件ローンを借入れした後、変動金利の様子をみて、他の金融機関に借換えをすることも考慮していた。また、申込時点のB銀行のローン規程では、繰上返済手数料はかからないこととなっていた。</li> <li>・ ところが、本件契約締結直前になって、B銀行は当該規程を改正し、本件手数料がかかることを告げられたが、時間も無くそのまま契約を締結せざるを得なかった。</li> <li>・ その後、他金融機関に借換えした際に、B銀行へ本件手数料を支払うこととなったが、B銀行都合による内部規定の変更に従わざるを得なかったことに納得がいかない。</li> </ul>
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当行は、Aさんとの建物資金に係るローン契約について、内部規定の改正に伴い、これまで無料であった繰上返済手数料を徴収することとなった。</li> <li>・ 当行担当者は、Aさんに対し、本件ローン契約締結時に所定の資料を用いて、本件手数料についても十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと考えている。</li> </ul>
あっせん手続の結果	<p><b>【申立受理→和解契約書の締結】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成29年9月28日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・ あっせん委員会は、B銀行に対して、借換えを行うことを予定していたAさんには、本件手数料の説明を含め、より丁寧な配慮が必要であったこと等を指摘した。</li> <li>・ その上で、あっせん委員会は、B銀行がAさんに解決金を支払うというあっせん案を提示した。</li> <li>・ その結果、AさんとB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。</li> <li>・ 平成29年12月28日付けで和解契約書を締結した。</li> </ul>

事案番号	29年度(あ)第36号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた外国公社債の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(70歳台)



<p>申立人(Aさん)の申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ B銀行で購入した外国公社債の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。</li> <li>・ 私は、B銀行担当者から利率の良い商品があると本件商品を勧誘され、購入するに至った。</li> <li>・ 私は、本件商品購入以前に、株式の購入経験があったが、売買によって利益を得る目的ではなく、会社の付き合いで購入したに過ぎず、投資についての知識は乏しかった。</li> <li>・ 私は、B銀行担当者から本件商品の内容及び元本割れリスク等について十分な説明を受けていない。</li> </ul>
<p>相手方銀行(B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当行担当者は、Aさんに本件商品を紹介したところ、Aさんが購入を希望したため、販売するに至った。</li> <li>・ 当行担当者は、Aさんからの聴取及び所定の書面により、Aさんの投資経験、保有金融資産及び投資意向等を確認しており、本件商品の販売に問題はないものと判断した。また、当行担当者は、Aさんのリスク資産比率が高率となることから、Aさんに対して注意喚起を行っている。</li> <li>・ 当行担当者は、所定の資料を用いて、本件商品の内容及び元本割れリスク等について十分な説明を行っており、説明内容に問題はなかったものと判断している。</li> </ul>
<p>あっせん手続の結果</p>	<p><b>【申立受理→あっせん打ち切り】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成 29 年 11 月 16 日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・ あっせん委員会は、本件紛争の主な争点である本件商品の説明内容について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、当事者間に和解が成立する見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。</li> </ul>

<p>事案番号</p>	<p>29 年度(あ)第 39 号</p>
<p>申立ての概要</p>	<p>説明不十分で締結させられた遺言信託契約に係る手数料相当額の返還要求</p>
<p>申立人の属性</p>	<p>個人(60 歳台)</p>
<p>申立人(Aさん)の申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ B銀行との間で締結した遺言信託契約の手数料相当額の返還を求める。</li> <li>・ 私は、60 歳台であり本件契約を締結するには早いと思っていたところ、B銀行担当者から、早く契約した方がよいと強く勧められたことから、本件契約を締結するに至った。</li> <li>・ 本件契約の基本手数料は理解していたものの、遺言執行時の報酬手数料については遺産に対する割合で決定される旨の説明を受けたに過ぎず、後から具体的な金額を知ったが、私が想定していた以上の金額であり納得がいかない。</li> </ul>
<p>相手方銀行(B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当行担当者は、Aさんが、母親が他界した後の遺産相続にかなり苦勞をしていた経験を踏まえ、こうした遺産相続の争いを避けるために、本件契約を提案したところ、Aさんが契約を希望したため、締結するに至った。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当行担当者は、Aさんからの聴取及び所定の書面により、Aさんの同意を得ている。また、公正証書遺言も当行担当者が同席のうえ、正式に作成されていることから、本件契約の締結に問題はないものと判断した。</li> <li>・ 当行担当者は、Aさんに対し、所定の資料を用いて本件契約の内容及び各手数料等について十分な説明を行っており、説明内容に問題はなかったものと考えている。</li> </ul>
あっせん 手続の結果	<p><b>【申立受理→あっせん打ち切り】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成 29 年 11 月 8 日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・ あっせん委員会は、本件紛争の主な争点である本件契約の手数料に係る説明内容について当事者双方の主張に隔たりが大きく、当事者間に和解が成立する見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。</li> </ul>

事案番号	29年度(あ)第51号
申立ての概要	金銭消費貸借契約に係る金利の引下げ要求等
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ B銀行との間で締結した金銭消費貸借契約にもとづく借入れについて、B銀行に期限前返済を申し入れたところ、B銀行は対応してくれず、期限前返済をしないことを条件に金利の引下げを確約された。</li> <li>・ しかし、B銀行は確約したはずの金利の引下げを実行しなかった。B銀行が確約した金利と、当社が支払済みの金利との差額の支払を求める。</li> <li>・ また、当社は、B銀行担当者から、本件契約に係る期限前返済手数料について説明を受けていないことから、当該手数料の免除を求める。</li> </ul>
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当行がA社に対して金利の引下げを確約した事実はない。</li> <li>・ 当行担当者は、A社に対し、所定の資料を用いて期限前返済手数料について十分な説明を行っており、説明内容に問題はなかったものと判断している。</li> </ul>
あっせん 手続の結果	<p><b>【申立不受理】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ あっせん委員会は、A社が損害発生の原因として主張する金利引き下げの合意およびA社が期限前返済手数料支払拒否の根拠とする特約書締結時のB銀行による説明の存否については、事情聴取等によってもこれらの事実の確認をすることは著しく困難であるといわざるを得ないことから、本件申立ては、当事者から提出された書面、資料、証拠書類等および事情聴取等によっては紛争の核心となる事実の確認をすることが著しく困難である場合に該当するものとして、苦情処理手続および紛争解決手続等の実施に関する業務規程第 27 条第1項第5号に定める場合に当たると判断し、「適格性なし」として平成 29 年 10 月 24 日付けであっせん手続を終了した。</li> </ul>

事案番号	29年度(あ)第53号
申立ての概要	優遇金利付定期預金の預入れ要求等
申立人の属性	個人(60歳台)
申立人(Aさん)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 私は、B銀行の支店で口座を開設した。</li> <li>・ その後、私は転居したが、当該支店に優遇金利定期預金口座の開設ができるかどうか確認したところ、可能であるとの説明を受けた。</li> <li>・ そこで、当該預金口座開設の準備をしていたが、後日、B銀行から私の転居先の住所は当該支店の管轄外であることから、やはりそれはできないとの回答があった。</li> <li>・ 本件預金の預入れを認めること、もしくは、本件預金の口座開設に要した費用相当額の支払いを求める。</li> </ul>
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Aさんから本件預金を受け入れるかどうかは当行の経営判断であり、またAさんには本件預金の口座開設に関係したことによる経済的損失は発生していないことから、Aさんの申し出には応じられない。</li> </ul>
あっせん手続の結果	<p><b>【申立不受理】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ あっせん委員会は、Aさんの主張する請求額とB銀行の行為との間の因果関係が認められないこと、及び本件預金の口座開設を認めるか否かはB銀行の経営方針に関わる事項であることから、本件申立ては、苦情処理手続および紛争解決手続等の実施に関する業務規程 27 条1項6項及び7号に定める場合に該当すると判断し、「適格性なし」として平成 29 年 11 月 2 日付けであっせん手続を終了した。</li> </ul>

事案番号	29年度(あ)第56号
申立ての概要	不十分な対応によって円へ換金された外貨送金に係る損害賠償請求
申立人の属性	個人(60歳台)
申立人(Aさん)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 私は、他の金融機関からB銀行の私名義の口座に外貨送金を行う際、私が誤ってB銀行の外貨建てではなく、円貨建て普通預金口座を受取口座に指定してしまったが、B銀行は、私に外貨を当該普通預金口座に入金してよいかどうかを確認することなく、円に換金して当該普通預金口座に入金された。これにより、私は為替差損を被ってしまったことから、当該損失の賠償を求める。</li> </ul>
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当行は、Aさんの円貨建て普通預金口座を受取口座とする外貨送金依頼に従って、当該送金額を円へ換金し、入金手続を完了したのであるから、当行の手続に落ち度はない。</li> <li>・ 外貨送金の受取口座名義人に対し、円への換金の可否について確認する義務を課すか否かは、当行の取引方針に関する事柄であることから、Aさんの申し出には応じることはできない。</li> </ul>
あっせん手続の結果	<p><b>【申立不受理】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ あっせん委員会は、B銀行において、円貨建て普通預金口座を受取口座とす</li> </ul>



	<p>る外貨送金があった場合に、円に換金して入金するに当たり受取人への連絡を要しない取扱いとしていることは、B銀行の取引方針に関する事柄であると認められることから、本件申立ては、加入銀行の経営方針や融資態度、あるいは銀行員等個人に係わる事項等、事柄の性質上、紛争解決手続の利用が適当でないと認められる場合に該当するものとして、苦情処理手続および紛争解決手続等の実施に関する業務規程 27 条の 1 項 6 号に定める場合に当たると判断し、「適格性なし」として平成 29 年 11 月 7 日付けであっせん手続を終了した。</p>
--	--

事案番号	29 年度(あ)第 62 号
申立ての概要	不適切な対応により非課税制度の適用が受けられなかった財形住宅預金の払戻し要求
申立人の属性	個人(60 歳台)
申立人(Aさん)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>私は、重度障害の認定を受けてから、B銀行に対し、財形住宅預金の非課税での払戻しを求めた。</li> <li>B銀行は、省庁の通達を根拠に、認定を受けてから一定期間内に医師の診断書を提出する手続を行う必要があり、その期間を超えているので非課税での払戻しに応じなかった。</li> <li>私は、B銀行から当該手続についての説明を一切受けていなかったため、当該手続を行うことができなかったのであるから、本件預金の非課税での払戻しを求めらる。</li> </ul>
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>当行は、関係法令等にもとづき、預金者が重度障害になった場合、当該障害の原因となった事実が発生した日から一定期間内に医師の診断書を徴求することによって、当該障害の発生を確認できたときに限り、財形住宅預金について非課税での払出しに応じている。</li> <li>しかしながら、Aさんが当行に対し、重度障害の認定を受けた旨を申し出たのは、当該法令等の定める一定期間経過後であった。よって、Aさんの申し出には応じることはできない。</li> </ul>
あっせん手続の結果	<p><b>【申立不受理】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>あっせん委員会は、Aさんが本件預金の目的外払出しにおける利子所得の非課税制度の適用を受けるためには、関係法令等に従い、一定の手続を行う必要があるところ、Aさんは当該手続を行っていないことを自認していることから、本件申立ては、申立書の記載内容全体からして失当であることが明らかである場合に該当するものとして、苦情処理手続および紛争解決手続等の実施に関する業務規程 27 条の 1 項 8 号に定める場合に当たると判断し、「適格性なし」として平成 29 年 12 月 11 日付けであっせん手続を終了した。</li> </ul>

以上